

中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号。以下「条例」という。）第26条に規定する中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置に関して、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成21年川崎市規則第90号。以下「規則」という。）第32条から第37条の規定に基づき必要な事項を定める。

(用語)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、条例及び規則で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する建築面積をいう。
- (2) 「定格出力」は、太陽光発電設備のアレイにおける太陽電池モジュールの日本産業規格又は国際電気標準会議の国際規格に規定される公称最大出力の合計出力を指すものとする。
- (3) 「既存建築物」とは、規則第33条第 1 項第 2 号アに規定する、当該中小規模特定建築物及びその敷地以外の市内の建築物（特定建築物を除く。）（その敷地を含む。）をいう。

(設置基準量)

第 3 条 規則第32条第 2 項第 2 号に規定する屋根のうち真方位90度以上270度以下の方向に面する部分（傾斜角度 3 度以上の部分をいう。）及び水平な部分（傾斜角度 3 度未満の部分を含む。）（以下「南面等屋根」という。）から市長が太陽光発電設備の設置に支障があると認めて除く部分は、次の各号のいずれかに該当する部分とする。

- (1) 地階を除く階数（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 8 号に規定する階数をいう。以下同じ。）が 2 の建築物における 1 階の屋根
- (2) 地階を除く階数が 3 以上の建築物における 2 階以下の屋根
- (3) バルコニー及び同じ階にある専有部分である居室から出入りする屋上部分（階段室から出入りする屋上部分を除く。）
- (4) 傾斜角度60度超えの屋根
- (5) ひさし及びポーチの屋根
- (6) 天窓及びその周囲30センチメートル以内の部分
- (7) 雨どい、パラペット、排水溝の部分
- (8) その他効率的に設置することが困難と市長が認める部分

- 2 規則第32条第2項第2号に規定する水平投影面積において、水平な部分の水平投影面積は6分の5を乗じた面積とすることができる。

(代替措置)

第4条 規則第33条第1項第2号ウに規定するその他脱炭素エネルギー源の利用を促進するための措置であって、市長が適当と認めるものは次に掲げるものとする。

- (1) 当該中小規模特定建築物及びその敷地以外の場所に太陽光発電設備を設置し、当該太陽光発電設備で発電される電気（非化石証書等により証されるその発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという価値（以下「環境価値」という。）を有するものに限る。）又は当該発電される電気が有する環境価値を当該中小規模特定建築物及びその敷地で利用するために必要な措置

- (2) その他市長が適当と認める措置

2 前項第1号に規定する措置は、市長が必要と認める要件を満たすものとする。

3 規則第33条第2項第4号に規定する市長が適当と認める出力は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める出力とする。

- (1) 第1項第1号の措置として、太陽光発電設備を設置する場合 当該設備の年間発電電力量（当該設備が設置される発電所内で消費される電力の量を除く。）1,000キロワット時当たり1キロワット

- (2) 規則第33条第1項第2号ウに規定する措置を講ずる場合（前号を除く。） 市長が適当と認める出力

(中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書)

第5条 規則第34条に規定する市長が必要と認める資料（以下「添付資料」という。）

は、別表第1第1号の中小規模特定建築物取組書（様式第1号）のほか、別表第1第2号以降の各号に掲げる区分における当該各号に定める資料とする。

2 前項の中小規模特定建築物取組書は、規則第33条第1項2号イに規定する措置を講ずる場合は当該特定開発事業の区域内と区域外とでそれぞれ作成しなければならない。

3 特定建築事業者は、第1項の中小規模特定建築物取組書に記載した取組状況等に係る書類を、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を提出した日の属する年度の翌年度の末日まで保管しなければならない。

4 規則第35条第2項に規定するその他市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定建築事業者と特定建築事業者以外との区分

- (2) 条例第26条第5項の規定により中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を複数の建築事業者（特定建築事業者を除く。）が連名で提出する場合、全ての建築事業者に係る条例第26条第4項第1号に掲げる事項

- (3) 報告対象年度

- (4) 1年間に確認済証の交付を受けた全ての中小規模特定建築物が規則第32条第1項の適用除外建築物又は同条第2項各号に掲げる建築物（「棟数除外建築物」という。）（これらを「基準適用対象外建築物」という。）に該当する場合は、設置基準量に対する設置した太陽光発電設備等の出力の合計の比率（達成率）の記載に代えて、全て基

準適用対象外建築物であること

- (5) 中小規模特定建築物の数
 - (6) 規則第32条第1項の適用除外建築物の床面積の合計及び数
 - (7) 規則第32条第2項各号に掲げる建築物（「棟数除外建築物」という。）の数
- （中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の概要の公表）**

第6条 規則第37条第4号に規定するその他市長が必要と認める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 条例第26条第5項の規定により中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を複数の建築事業者（特定建築事業者を除く。）が連名で提出した場合 全ての建築事業者に係る条例第26条第4項第1号に掲げる事項
- (2) その他市長が必要と認める場合 市長が必要と認める事項

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（添付資料）

	区分	資料
1	全て	中小規模特定建築物取組書（様式第1号）又はこれに代わる資料
2	南面等屋根の水平投影面積（太陽光発電設備の設置に支障があると認める部分を除く。）の合計が20平方メートル未満の場合 （規則第32条第2項第2号を適用して棟数除外する場合に限る。）	縮尺、方位、南面等屋根の範囲、第3条を適用する範囲、理由並びに各部分の水平投影面積を明示した平面図等
3	既存建築物に太陽光発電設備等を設置し、当該設備で発生される電気又は熱を当該既存建築物で利用する場合	(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した当該既存建築物の付近見取図 (2) 当該設備の設置位置を明示した当該既存建築物の平面図等
4	特定開発事業の予定建築物として当該中小規模特定建築物の新築等をしようとする場合において、当該特定開発事業の区域に太陽光発電設備等を設置し、当該設備で発生される電気又は熱を当該区域で利用する場合	(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した当該区域の付近見取図 (2) 当該設備の設置位置を明示した当該区域内の当該設備を設置する建築物の平面図等
5	地中熱又は太陽熱を利用する熱供給設備を設置し当該設備の年間熱供給量3,600メガジュール当たり出力1キロワットとする規定を適用する場合	当該設備の年間熱供給量を示す資料
6	その他市長が必要と認める場合	その他市長が必要と認める資料

中小規模特定建築物取組書

年 月 日

特定建築事業者の氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名)	
--------------------------------------	--

1 中小規模特定建築物における取組状況

[illegible]

※「該当事項」欄は、建築面積が20平方メートル未満である建築物の場合は「1」、南面等屋根の水平投影面積（第3条の規定の適用がある場合には、その適用後の水平投影面積）の合計が20平方メートル未満である建築物の場合は「2」、その他市長が認める場合は「3」と記載する。

2 既存建築物における取組状況

No.	既存建築物の概要		再エネ利用設備の新設量 (kW)			既存建築物の 引き渡し等に関する事項	再エネ利用設備の設置に関する事項
	建物名称	所在地	太陽光発電設備	太陽熱利用設備	地中熱利用設備		
合計							

3 特定開発事業における取組状況

特定開発事業名

No.	特定開発事業に係る建築物の概要		再エネ利用設備の新設量 (報告対象建物内訳) (kW)			特定開発事業に係る建築物に関する事項	再エネ利用設備の設置に関する事項
	建物名称	所在地	太陽光発電設備	太陽熱利用設備	地中熱利用設備		
合計							

(第4面)

4 設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の量の状況

(1) 設置基準量

算定基準率	建築物の概要			再生可能エネルギー利用設備の設置基準量 ^(注1) (kW) D (C×0.7×2)
	新たに建設し又は新築しようとした棟数(適用除外建築物を除く) (棟) A	棟数除外建築物 (棟) B	設置可能棟数 (棟) C (A-B)	
0.7				

(2) 達成率及び適合状況

設置基準量	D		kW
中小規模特定建築物への設置量	E		kW
中小規模特定建築物への設置量が基準に対して不足する量D-E (0以上)			kW
既存建築物への設置量	F		kW
特定開発事業に係る建築物への設置量	G		kW
設置量の合計	E+F+G		kW
設置基準量に対する設置量の合計の比率(達成率) ^(注2)	(E+F+G)÷D×100		%
設置基準に対する適合状況	☐ 適合する(達成率が100%以上) ☐ 適合しない(達成率が100%未満) ☐ 全て基準適用対象外建築物		

- 備考 注1 小数点以下の端数を切り捨て、整数での値を記載すること。
- 注2 パーセント表示とし、小数点以下の端数を切り捨て、整数での値を記載すること。
- なお、設置基準量Dが0kWの場合、達成率を記載しないこと。